

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市土地利用審査会
根拠法令等	国土利用計画法 川崎市土地利用審査会条例
設置年月日	昭和49年10月8日
所掌事務	1 市長が規制区域、注視区域及び監視区域の指定若しくは当該指定の解除等を行う場合に、相当であることについて確認をすること又は意見を述べること。 2 土地取引の届出に対して、市長が当該契約の締結中止等を勧告する場合に意見を述べること。 3 遊休土地に係る計画の届出に対して、市長が当該計画の変更等を勧告する場合に意見を述べること。
委員数	7人
委員の構成	土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者
会議公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条に該当する内容を含む場合、非公開とする。
事務局担当課	財政局資産管理部資産運用課 電 話 044-200-0563 ファックス 044-200-3905
ホームページアドレス	